



65歳以上の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状況で計算します

誰もがいつでも安心してサービスを利用できるように、保険料をきちんと納めましょう。
平成29年度の介護保険料額は6月中旬に、郵送でお知らせします。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、☎65・4150）

介護保険料を確認してください

介護保険は、40歳以上の人が納める介護保険料と、国・道・市の負担金で運営しています。65歳以上の人が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約22パーセントを占めています。（図1）

保険料額は、平成27年度から29年度までの間に掛かると見込まれる介護給付費から、国などが負担する分とサービスを利用した際に支払う自己負担を差し引いた額が保険料総額となるように、65歳以上の人の所得と世帯の課税状況に応じて計算し、決定しています。（表1）

65歳以上の人の介護保険料額は6月中旬に郵送する「介護保険料

図1 介護保険制度運営の財源

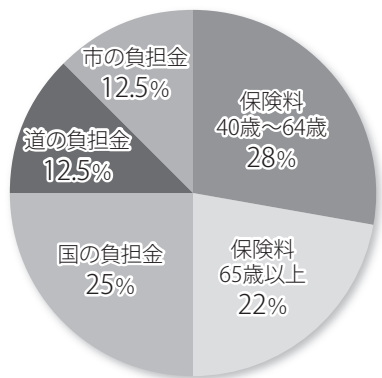


表1 平成27年度～29年度 段階別介護保険料額

保険料段階	区分の内容	計算内容 (保険料率)	年間保険料	
第1段階	世帯全員が非課税 本人が住民税非課税	高齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額 × 0.45	2万9540円
		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.68	
第2段階	世帯いずれかが課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.75	4万9230円
第3段階		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.90	5万9070円
第4段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 × 1.15	7万5480円
第5段階		本人の前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	基準額 × 1.20	7万8760円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の人	基準額 × 1.25	8万2050円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が150万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	8万5330円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	基準額 × 1.50	9万8460円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.60	10万5020円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の人	基準額 × 1.70	11万1580円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.85	12万1430円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	基準額 × 2.00	13万1280円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額 × 2.15	14万1120円

図2 特別徴収の期別金額計算方法

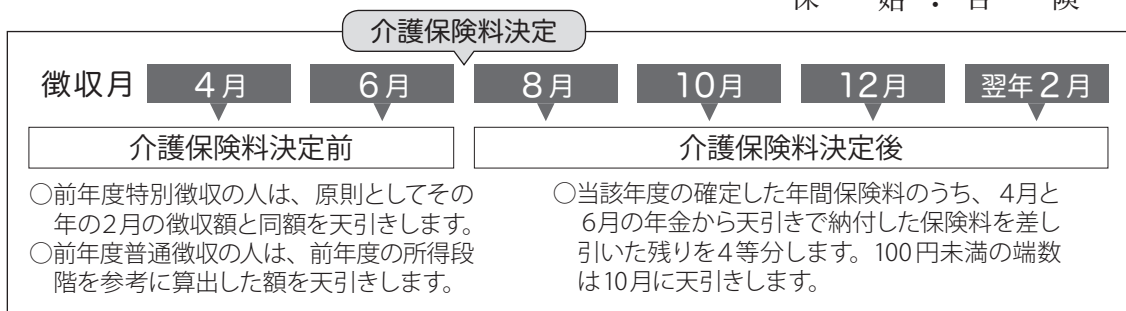


図3 普通徴収の期別金額計算方法

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月

当該年度の年間保険料を10等分した金額を納めます。100円未満の端数は第1期（6月分）で調整します。

保険料はきちんと納めましょう

通常は
原則として、介護（予防）サービスに掛かる費用の1割（または2割）負担でサービスを利用できます。

滞納していると

保険料の納付期限を守りましょう

保険料を納め忘れると、滞納期間に応じた措置がとられることがあります。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額を支払った後に、市役所の窓口で9割（または8割）分の払い戻しを受けることになります。

1年6カ月以上滞納すると

滞納している保険料の額を、給付される金額から差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じた一定期間、利用者負担が1割（または2割）から3割に引き上げられるほか、高額介護（予防）サービス費などの支給も受けられなくなります。

在宅サービスを利用する場合は、申請により利用料が軽減されることがあります。
このほかに、施設サービスに掛かる利用料などを軽減したり、高額サービス費として払い戻すなど、利用者の負担を軽減する制度があります。
詳細は、介護保険課、ケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

利用料などの軽減制度

口座振替が便利です
口座振替を希望する場合は、通帳、届け出印を持参の上で、取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）などの窓口申し込みください。納付の手間が省けて、納め忘れもなくなります。
ゆうちょ銀行からの振替手続きは、介護保険課に申し込みください。
納付書では金融機関の窓口のほか、セイコーマート・セブンイレブン・ローソンでも納めることができます。
納め方が一時的に納付書になる場合があります

保険料の軽減制度
収入が少ない世帯の負担が軽くなるよう、市では保険料を軽減する制度を設けています。
軽減制度については、広報おびひろ5月号でお知らせした収入基準などの条件に当てはまる世帯が対象です。申請の受け付けは随時行っています。
詳細は介護保険課に問い合わせ

65歳以上の人の保険料の納め方
40歳以上65歳未満の人が納める介護保険料は、加入している健康保険から納められています。65歳以上の人の保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収があります。
特別徴収（年金から天引き）
年額18万円以上の年金（老齢・退職・遺族・障害年金）の受給者が、届の未提出などで年金が停止された人
・年金担保、年金差し止め、現況
・収入申告のやり直しなどで、保

普通徴収（納付書や口座振替）
次の人は年10回、金融機関の窓口や口座振替で納めます。（図3）
・特別徴収に該当しない人
・4月1日現在で年金受給がなかった人
・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
・他の市区町村から転入した場合
・年度途中で年金（老齢・退職・遺族・障害年金）の受給が始めた場合
・収入申告のやり直しなどで、保